

令和2年4月

令和3年度 障害者（児）施設整備基本指針



東京都福祉保健局 障害者施策推進部
施設サービス支援課 生活基盤整備担当

資料1 目次

1 令和3年度 障害者（児）施設整備基本指針（案）	・・・ 1
2 東京都障害者・障害児施策推進計画 【抜粋】	・・・ 3
3 令和2年度における社会福祉施設整備費補助（国制度）の概要	・・・ 13
4 社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）の適正執行について （平成25年5月15日付障障発0515第1号）	・・・ 14
5 令和2年度 施設整備基準単価（案）	・・・ 16
6 国庫補助協議までの流れ	・・・ 18
7 社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会について（概略）	・・・ 19
8 社会福祉施設整備費補助対象法人審査要領	・・・ 20
9 障害者（児）施設整備審査基準	・・・ 27
10 国庫補助協議を進めるに当たっての注意事項	・・・ 35

☐ 個別相談（電話＆来庁）を行っております。裏表紙に記載されている「問い合わせ先」にご連絡ください。

☐ 来庁相談をご希望の場合、事前に電話予約をお願いします。

令和3年度障害者（児）施設整備基本指針

※現時点での案となります。今後変更する場合がございますので、
ご承知おきくださいますようお願いいたします。

障害者・障害児施設整備について、次のとおり基本的な事項を定める。

1 基本的な考え方

令和3年度における障害者施策推進部所管の社会福祉施設整備については、次の考え方を基本に、予算の範囲内において計画的に整備を図る。

- (1) 障害者・障害児が地域で安心して暮らすことができるよう、「東京都障害者・障害児施策推進計画」を着実に進める。
- (2) 東京都及び区市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画に明確に位置づけられているとともに、障害福祉サービス等の需要が十分調査・把握され、既存のサービス提供体制（施設数、利用定員等）等を勘案し、当該区市町村で必要性が明確な施設について整備を行う。
- (3) 各種福祉施設等と相互に連携した運営ができるよう配慮した整備を行う。
- (4) 「福祉のまちづくり条例」に適合する施設整備を促進する。

2 補助対象事業について

(1) 新たに施設を整備（創設）する場合

次の①から③までのいずれかに該当する整備を補助対象とする。なお、④については①及び②に「併設」する整備を対象とし、⑤については①から④までのいずれかに「併設」する整備を補助対象とする。

① 日中活動の場の整備

特別支援学校の卒業生や地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズに応えるため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の事業体系による多様な日中活動の場（「自立訓練」「就労移行支援」「生活介護」「就労継続支援」）の整備

利用者の高齢化、障害の重度化、医療的ケアなどのニーズに対応するもの及び地域生活支援拠点と併設する整備を優先する。

② 障害児支援の充実

ア 地域支援機能の強化や発達障害を含む障害児支援の充実を図るため、地域における障害児支援の中核的施設としての役割を担う児童発達支援センター等の整備

イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備

ウ 医療型障害児入所施設の整備

③ 入所施設の整備

ア 「東京都障害者・障害児施策推進計画」に掲げる地域生活支援型入所施設

（別掲1を参照のこと。）であり、かつ「真に必要と認められるもの」（別掲2を参照のこと。）の整備

イ 原則として、都内における未設置地域とする。

ウ 入所者の地域移行を促進するため、「地域生活支援拠点」（別掲3を参照のこと。）として整備するものや、日中活動支援として「自立訓練」「就労移行支援」を行う整備を優先する。

④ 地域居住の場の整備

障害者の親元からの自立や、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を進めるとともに、地域で安心して暮らせるよう、地域居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の整備

「地域生活支援拠点」として整備するものや、重度化等に対応するとして整備するものを優先する。

⑤ 在宅サービスの充実

障害者・障害児の在宅生活を支えるサービスや家族のレスパイトとして、身近な地域で利用できる短期入所（ショートステイ）の「地域生活支援拠点」の機能を強化するとして整備するものや、重度化等に対応するとして整備するものを優先する。

(2) 既存施設における改築・増築・大規模修繕をする場合

障害福祉サービス事業所については、定員増を伴う整備を原則として優先する。

また、入所施設の改築・大規模修繕は、地域生活支援型入所施設又は地域生活支援拠点への転換を図る整備を原則として優先する。

① 改築は、次のいずれかに該当していることを要件とする。

ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備、老朽化が著しく、利用者の安全性を確保するために緊急に必要な整備

イ 防災対策上必要な整備で、大規模修繕では対応できない整備

ウ 居室等の拡大、施設のバリアフリー化など利用者の処遇向上のために必要な整備で、大規模修繕では対応できない整備

② 大規模修繕は、次のいずれかに該当していることを要件とする。

ア おおむね10年を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室等の改修工事や屋上等の防水工事等施設の改修工事

イ おおむね10年を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、消防用設備等付帯設備工事

ウ 消防法及び建築基準法等関係法令の規定により必要な改修工事

エ 非常用自家発電や給水設備の整備等、防災・減災対策又は安全対策上必要な改修工事

オ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止するための、多床室の個室化改修工事

カ 居室等の拡大、施設のバリアフリー化など利用者の処遇向上のために必要

な改修工事

キ 日中活動事業を行う既存の事業所の事業種目の転換等に必要な機械設備の整備

ク その他、特に必要と認められる上記に準じた工事

(別掲1)「地域生活支援型入所施設」

地域の在宅障害者のための相談支援やショートステイ、入所利用が長期化しないための支援や在宅障害者を受け入れるための日中活動の場、グループホームの整備や緊急時バックアップ機能等を担う入所施設であり、区市町村の障害福祉計画に位置付けられているもの

(別掲2) 2(1)ア「真に必要と認められるもの」の要件

- 1 区市町村の障害福祉計画に、入所施設の必要性が明確に位置づけられていること。
- 2 居宅生活支援サービスの機能を有するとともに、入所者の地域生活移行に向けての積極的な施設運営が行われるなど、障害者の地域生活を推進する上で特に大きな効果が期待できること。
- 3 入所施設以外の施策では適切な対応が困難なニーズが存在すること。
- 4 令和3年度に整備に着手しなければならない緊急性や地域の事情が存在すること。
- 5 関係区市町村等において、施設サービスと居宅サービスのバランスのとれた整備がなされており、居宅サービスについても積極的な取組が行われていること。

(別掲3)「地域生活支援拠点」

障害者の高齢化・重度化や「親なき後」も見据え、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の5つの機能を強化するため、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点であり、区市町村の障害福祉計画に位置付けられているもの。

東京都障害者・障害児施策推進計画

(平成30年度～平成32年度)

概要

(東京都障害者計画)

(第5期東京都障害福祉計画)

(第1期東京都障害児福祉計画)

東京都障害者・障害児施策推進計画（平成30年度～平成32年度）は、令和2年度に策定しますので、本資料は参考になります。



「東京都障害者・障害児施策推進計画」の概要

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と経緯（3～5 ページ）

平成 26 年 1 月、我が国は、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を批准しました。条約締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきました。

平成 23 年 8 月には障害者基本法が改正され、いわゆる社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の理念が盛り込まれました。また、平成 24 年 6 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が制定され、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直し等が行われました。

さらに、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の改正により雇用の分野における差別の禁止等が定められました。これらは、いずれも平成 28 年 4 月から施行されました。

また、平成 28 年 6 月の「児童福祉法」改正により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の策定が義務付けられることになったほか、医療的ケアを要する障害児（以下「医療的ケア児」という）が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。

東京都は、こうした状況のもと、計画の改定期を迎えて第八期東京都障害者施策推進協議会を設置し、新たな計画の基本的方向を明らかにするため調査審議を行ってきました。同協議会は、平成 30 年 2 月、計画の策定に向けて、東京都知事に対する意見具申（提言）を行いました。

東京都は、この提言等を踏まえ、障害者を取り巻く環境変化に対応し障害者施策の一層の充実に取り組むため、新たな「東京都障害者計画」、「第 5 期東京都障害福祉計画」及び「第 1 期東京都障害児福祉計画」として「東京都障害者・障害児施策推進計画」（以下「本計画」という）を策定しました。

2 計画の性格・位置づけ（5～6 ページ）

障害者施策に関する基本計画としての障害者計画（根拠：障害者基本法）と、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画である障害福祉計画（根拠：障害者総合支援法）、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画である障害児福祉計画（根拠：児童福祉法）の 3 つの性格を併せもつ計画として、一体的に策定するものです。また、「2020 年に向けた実行プ

ラン」をはじめ、障害者施策に関連した他の東京都の計画との整合を図っています。

3 計画期間（6 ページ）

計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間です。

4 計画の基本理念と施策目標（6～8 ページ）

（1）基本理念

本計画では、「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会」の実現を目指します。

都は、この社会の実現を目指して、自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという『自己選択・自己決定』の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、人間としての尊厳をもって地域で生活できるよう、以下の基本理念を掲げ、障害者施策を計画的かつ総合的に推進していきます。

基本理念Ⅰ 全ての都民が共に暮らし共生社会の実現

障害があっても、適切な支援があれば街なかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができることを都民が理解し、障害のある人となない人が学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う共生社会の実現を目指します。

基本理念Ⅱ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本理念Ⅲ 障害者がいきいきと働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指します。

(2) 施策目標

これらの基本理念のもと、以下の5つの施策目標を掲げ、障害者施策を展開していきます。

I 共生社会実現に向けた取組の推進

障害者差別の解消を推進する取組や、障害及び障害者への理解促進と心のバリアフリーの推進とともに、情報バリアフリーの推進、障害者のスポーツ・文化芸術活動や地域活動等への参加を推進し、全ての都民が共に暮らす共生社会の実現を目指します。

II 地域における自立生活を支える仕組みづくり

施設入所・入院から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活基盤と相談支援体制を整備すること等により、障害者が地域で安心して自立生活を送れるようにします。

III 社会で生きる力を高める支援の充実

障害特性や成長段階に応じた適切な支援を提供するとともに、特別支援教育の充実を図ること等により、障害児が社会的自立を図ることのできる力を高めていきます。

IV いきいきと働ける社会の実現

障害者の企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設の受注拡大と工賃向上を図ること等により、障害者がいきいきと働ける社会の実現を目指します。

V サービスを担う人材の養成・確保

障害者が身近な地域でサービスを利用できる体制整備とサービスの質の向上を図るために、人材の確保・育成・定着を進めます。

5 計画の進行管理 (9 ページ)

本計画に定める成果目標及び活動指標については、少なくとも年1回は実績を把握して分析・評価を行い、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議を行う知事の附属機関「東京都障害者施策推進協議会」に報告して意見を聴取します。その上で、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。このPDCAサイクルを実施することにより、計画の着実な進行管理を行います。

第2章 目標達成のための施策と取組

第1 施策目標と取組の体系 (13 ページ)

施策目標 I 共生社会実現に向けた取組の推進

- 1 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組
- 2 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進
- 3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり

施策目標 II 地域における自立生活を支える仕組みづくり

- 1 地域におけるサービス提供体制の整備
- 2 地域生活を支える相談支援体制等の整備
- 3 施設入所・入院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援
- 4 障害者の住まいの確保
- 5 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応
- 6 安全・安心の確保

施策目標 III 社会で生きる力を高める支援の充実

- 1 障害児への支援の充実
- 2 全ての学校における特別支援教育の充実
- 3 職業的自立に向けた職業教育の充実

施策目標 IV いきいきと働ける社会の実現

- 1 一般就労に向けた支援の充実・強化
- 2 福祉施設における就労支援の充実・強化

施策目標 V サービスを担う人材の養成・確保

- 1 障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実
- 2 重症心身障害児（者）施設における人材の確保と養成

第2 目標達成のための具体的な取組

施策目標Ⅰ 共生社会の実現に向けた取組の推進

1 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組 (14～19 ページ)

- ◆ 広く都民、事業者に対して、障害者差別や合理的配慮等の具体的な事例の紹介などにより、障害者差別解消法の趣旨の普及と障害に関する理解の促進を図っていきます。
- ◆ 差別解消の取り組みを一層進めるため、平成30年度の施行を目指して、障害を理由とする差別を解消するための条例の制定に向けた検討を行います。
- ◆ 障害や障害者への理解を進め、互いを思いやる心を育む心のバリアフリーや、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及、様々な障害特性に配慮した情報バリアフリーを進めます。

【主な計画事業】

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ・共生社会実現に向けた障害者理解促進事業 | ・公職選挙実施に伴う障害者への配慮 |
| ・心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 | ・オリンピック・パラリンピック教育の推進 |
| ・ヘルプマークの推進 | ・ヘルプカード活用促進事業 |
| ・点字録音刊行物の作成及び配布 | ・情報バリアフリーに係る充実への支援 |
| ・盲ろう者支援センター事業 | ・手話のできる都民育成事業 |
| ・ICTによる聴覚障害者コミュニケーション事業 | |

2 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進 (20～23 ページ)

- ◆ 障害のある人が身近な地域でスポーツに親しめるよう、障害者スポーツの振興を図るとともに、障害者の文化芸術活動を推進します。
- ◆ 障害のある人が、生涯にわたり、様々な学習活動やレクリエーションに参加したり、余暇活動を楽しむことができるよう、学習会やボランティア活動参加など、活動の場の確保を行う取組を支援していきます。

【主な計画事業】

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ・障害者スポーツの振興 | |
| ・スポーツ施設整備費補助事業 | ・都立特別支援学校における障害者スポーツの推進 |
| ・文化芸術関連行事の実施 | ・東京都特別支援学校総合文化祭の実施 |
| ・文化芸術活動の推進 | ・企業 CSR 等連携促進事業 |

3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりの推進 (24～26 ページ)

- ◆ 障害者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。
- ◆ 誰もがまちの中を円滑に移動できるとともに、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる環境整備を進めるため、バリアフリー化を推進していきます。

【主な計画事業】

- ・鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業）
- ・鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア整備促進事業）
- ・だれにも乗り降りしやすいバス整備事業
- ・都営交通の施設・設備の整備
- ・安全で快適な歩道の整備・道路のバリアフリー化
- ・視覚障害者誘導用ブロック等の設置
- ・視覚障害者用信号機・歩行者感知式信号機・エスコートゾーンの設置・改善
- ・オリンピック・パラリンピック競技会場の整備

施策目標Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

1 地域におけるサービス提供体制の整備 (30～35 ページ)

- ◆ 障害者が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスの提供体制を整備します。また、障害者の高齢化や、障害の重度化、医療的ケアなど、障害者の状況の変化にも対応できるよう、障害福祉サービスの提供体制の整備を推進します。
- ◆ 「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」により、グループホームや通所施設など地域生活基盤の整備を促進します。
- ◆ 地域で生活する障害者やその家族の状況の変化や緊急事態に対応を図り、障害者が地域での生活を継続できるよう、地域生活支援拠点等を整備し、体制を構築します。

【主な計画事業】 ※3か年プランについては本概要17ページ参照

- ・短期入所開設準備経費等補助事業
- ・定期借地権の一時金に対する補助
- ・借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業
- ・都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業
- ・医療連携型グループホーム事業

2 地域生活を支える相談支援体制等の整備 (36～43 ページ)

- ◆ 障害者の自立した日常生活や社会生活を支えるため、相談支援、障害者の権利擁護、地域生活支援事業等の地域の支援体制の整備を進めます。

【主な計画事業】

- ・相談支援従事者研修
- ・障害者虐待防止対策支援事業
- ・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施
- ・福祉サービス総合支援事業
- ・成年後見活用あんしん生活創造事業
- ・福祉サービス第三者評価の普及
- ・指導検査における区市町村との連携

3 施設入所・入院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援

- ◆ 障害者が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するとともに、地域での安定した生活の継続を支援します。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行（44～48 ページ）

入所施設に配置した地域移行促進コーディネーターによる、施設入所者等への働きかけや、施設相互や区市町村、相談支援事業所等との連携体制の構築により、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

地域生活へ移行した重度の障害者等が安心してグループホームで生活するための支援、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所の取組の促進など、区市町村による地域生活への移行や定着の取組を支援します。

【主な計画事業】

- ・地域移行促進コーディネート事業
- ・障害者地域生活移行・定着化支援事業

（2）精神科病院からの地域生活への移行（49～51 ページ）

病院と地域との調整を広域的に行うコーディネーターの配置、地域移行・定着支援に関わる人材の育成など、入院中の精神障害者の地域移行やその後の安定した地域生活を支えるための体制整備に取り組みます。

また、入院中の精神障害者が地域生活に対する不安を軽減し、安心して退院を目指すことができるよう、ピアサポート活動を活用した働きかけや、グループホームに併設した専用居室を活用した体験宿泊などを実施します。

精神科医療機関に対し、地域援助事業者との連携の促進や精神保健福祉士の配置による病院内の体制整備への支援を行い、精神障害者の早期退院の支援を進めます。

【主な計画事業】

- ・精神障害者地域移行体制整備支援事業
- ・精神障害者早期退院支援事業
- ・精神保健福祉士配置促進事業

4 障害者の住まいの確保（52～53 ページ）

都営住宅においては、引き続き、障害者の入居にかかる各種の優遇措置や車いす使用者向け住宅の供給等に取り組みます。

区市町村が、関係団体等とともに居住支援協議会を設立し、障害者など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援に係る具体的な取組を円滑に実施できるよう、東京都居住支援協議会は、広域的な立場から、区市町村における協議会の設立促進・活動支援や都民への幅広い啓発活動などを行います。

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）や居住サポート事業の確実な実施、障害者施策推進区市町村包括補助事業を活用したグループホームから単身生活への移行の支援などに、区市町村が積極的に取り組むよう促していきます。

【主な計画事業】

- ・障害者向け都営住宅の供給
- ・都営住宅への入居支援
- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ・居住支援協議会
- ・障害者単身生活サポート事業 等

5 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応（54～59 ページ）

- ◆ 重症心身障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病など、保健・医療・福祉等の連携が特に必要な障害について、障害特性に応じたきめ細かな支援体制の構築を進めます。

【主な計画事業】

- （重症心身障害児（者））
 - ・重症心身障害児在宅療育支援事業
 - ・重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業
- ・障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置）
- ・重症心身障害児通所委託（受入促進員配置）
- ・府中療育センターの改築（精神障害者）
- ・地域における精神科医療提供体制の整備
- ・精神科救急医療体制の整備
- ・地域精神科身体合併症救急連携事業（発達障害児（者））
- ・区市町村発達障害者支援体制整備推進事業
- ・発達障害者支援体制整備推進事業
- ・ペアレントメンター養成・派遣事業
- ・発達障害者生活支援モデル事業（高次脳機能障害者）
- ・高次脳機能障害支援普及事業
- ・区市町村高次脳機能障害者支援促進事業

【主な計画事業】

(難病患者)

- ・難病相談・支援センターの運営
- ・難病医療ネットワークの構築
- ・在宅難病患者一時入院事業
- ・難病患者療養支援事業
- ・在宅難病患者訪問診療事業
- ・難病・がん患者就業支援事業

6 安全・安心の確保 (60～63 ページ)

- ◆ 災害時に障害者等の要配慮者に対して必要な対策が講じられるよう、区市町村等における体制整備を支援します。また、消費者被害の防止など、障害者が地域社会で安全・安心に生活することができるよう、障害特性に配慮した対応を進めます。

【主な計画事業】

- ・災害時要配慮者対策の推進
- ・要配慮者対策に係る区市町村向け指針の作成・普及等
- ・住宅防火対策の推進
- ・社会福祉施設等と地域の協力体制の整備
- ・社会福祉施設等耐震性の推進
- ・帰宅困難者対策における要配慮者への支援
- ・在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業
- ・災害時こころのケア体制整備事業
- ・社会福祉施設等の防火防災管理体制の充実
- ・グループホーム防災対策助成事業
- ・「手話交番」表示板の設置
- ・緊急ネット通報の整備
- ・障害者が利用しやすい防火防災情報の発信
- ・「消費生活情報」の提供

施策目標Ⅲ 社会で生きる力を高める支援の充実

1 障害児への支援の充実 (68～73 ページ)

- ◆ 障害児とその保護者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、保育所や学童クラブ等での障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や障害特性に応じた適切な支援が提供されるよう障害児支援の提供体制の確保を進めます。

【主な計画事業】

- ・児童発達支援センターの設置促進・運営の支援
- ※「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」(本概要版17ページ)による設置促進
- ・医療的ケア児に対する支援のための体制整備
- ・障害児通所支援医療的ケア対応促進モデル事業
- ・医療的ケア児訪問看護推進モデル事業
- ・小児等在宅医療推進事業
- ・障害児保育事業への助成
- ・学童クラブ事業への助成

2 全ての学校における特別支援教育の充実 (74～77 ページ)

- ◆ 全ての障害のある幼児・児童・生徒が自分らしい生き方を見つけ、将来の夢や希望を実現するため、全ての学びの場における指導と教育環境をさらに充実します。

【主な計画事業】

- ・小・中学校及び高等学校における特別支援教育の推進
- ・区市町村との連携体制の構築
- ・都立特別支援学校の適正な規模と配置
- ・都立特別支援学校における医療的ケア整備事業の充実
- ・都立特別支援学校における外部専門家の導入
- ・東京都教職員研修センターにおける特別支援教育に関する研修の充実・強化
- ・私立特別支援学校等における特別支援教育への助成

3 職業的自立に向けた職業教育の充実 (78～80 ページ)

- ◆ 都立知的障害特別支援学校等における職業教育の充実を図り、障害の程度に応じたきめ細かな職業教育や就労支援を行うことで、生徒の職業的自立と社会参加を促進します。

【主な計画事業】

- ・特別支援学校における就労支援
- ・高等部職業開発科の設置

施策目標Ⅳ いきいきと働ける社会の実現

1 一般就労に向けた支援の充実・強化 (82～86 ページ)

- ◆ 一般就労を希望する障害者が企業等に就労できるよう、関係機関が連携して障害者雇用を促進し、福祉施設から一般就労への移行を進めます。
- ◆ 中小企業を中心に企業での雇用促進に向けた取組を支援します。

【主な計画事業】

- ・東京都障害者就労支援協議会
- ・区市町村障害者就労支援事業
- ・障害者就業・生活支援センター事業
- ・就労支援・定着支援等スキル向上事業
- ・精神障害者就労定着連携促進事業
- ・「東京チャレンジオフィス」の運営
- ・東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施
- ・東京ジョブコーチ支援事業
- ・東京都中小企業障害者雇用支援助成金
- ・中小企業のための障害者雇用支援フェア

2 福祉施設における就労支援の充実・強化 (87～89 ページ)

- ◆ 障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、受注の拡大と工賃の向上を目指す福祉施設の取組等を支援します。

【主な計画事業】

- ・工賃アップセミナー事業
- ・受注促進・工賃向上設備整備費補助事業
- ・区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築
- ・福祉・トライアルショップの展開
- ・経営コンサルタント派遣等事業
- ・作業所等経営ネットワーク支援事業

施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保

1 障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実 (92～94 ページ)

- ◆ 障害者が、身近な地域で障害福祉サービスや相談支援事業を利用できる体制を確保するとともに、サービスの質の向上を図るため、人材の養成・確保を進めます。

【主な計画事業】

- ・将来に向けた人材育成・活用プロジェクト事業
- ・福祉人材センターの運営
- ・福祉人材総合支援事業
- ・福祉の仕事イメージアップキャンペーン
- ・ホームヘルパー養成研修事業
- ・ガイドヘルパー養成研修事業
- ・介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業
- ・サービス管理責任者研修
- ・強度行動障害支援者養成研修
- ・現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業
- ・代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業
- ・障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業
- ・障害者支援施設等支援力育成派遣モデル事業
- ・グループホーム地域ネットワーク事業
- ・ICTを活用した福祉職場働き方改革推進事業

2 重症心身障害児（者）施設における人材の確保と養成 (95 ページ)

- ◆ 重症心身障害児（者）の障害特性に応じた支援を提供できる看護人材の確保・養成の促進を図ります。

【主な計画事業】

- ・重症心身障害児施設における看護師確保対策事業
- ・重症心身障害児在宅療育支援事業（訪問看護師等育成研修事業）

第3章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等

1 平成32年度末までに達成すべき成果目標 (103～104 ページ)

障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る国の基本指針では、障害者の地域生活移行や就労支援などの課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を設定することとしています。東京都では、国の基本指針、これまでの実績及び東京都の実情を踏まえて以下のとおり成果目標を定めて、その達成を目指します。

成果目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行

事 項	平成28年度末 実績	平成32年度末 目標	考え方
施設入所者のうち地域生活に移行する者の数	平成25年度末から 287人	平成28年度末から 670人	平成28年度末時点の施設入所者（入所施設定員）数（7,393人）の9%以上が移行
施設入所者（入所施設定員）数	7,393人	7,344人	平成17年10月1日時点の定員数を超えない。

成果目標2：入院中の精神障害者の地域生活への移行

事 項	平成27年度 実績	平成32年度 目標	考え方
入院後3か月時点の退院率	60.7%	69%以上	—
入院後6か月時点の退院率	80.7%	84%以上	—
入院後1年時点の退院率	88.5%	90%以上	—
長期入院者数 （入院期間1年以上） 65歳以上、65歳未満	65歳以上 7,930人 65歳未満 4,958人 （平成26年度）	65歳以上 7,214人 65歳未満 4,158人	—

成果目標3：地域生活支援拠点等の整備

事 項	平成28年度末 実績	平成32年度 目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	3自治体	各区市町村に少なくとも一つ以上	—

成果目標4：障害児への支援の充実

事項名	平成28年度実績	平成32年度末目標	考え方
児童発達支援センター	22区市町村	各区市町村に少なくとも1か所以上設置	
保育所等訪問支援	17区市町村	全ての区市町村において利用できる体制を構築	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	23区市町村	各区市町村に少なくとも1か所以上確保	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	21区市町村	各区市町村に少なくとも1か所以上確保	

事項名	平成28年度実績	平成30年度末目標	考え方
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	—	各区市町村において設置	

成果目標5：福祉施設から一般就労への移行等

事項	平成28年度実績	平成32年度末目標	考え方
区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数	1,913人	2,500人	
福祉施設から一般就労への移行者数	1,745人	2,700人	平成28年度実績の1.5倍以上が移行
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	46.6%	50.0%	利用者の3割以上が一般就労した事業所が全体の5割以上
就労定着支援事業による支援開始後1年後の職場定着率	—	80%以上	
区市町村障害者就労支援事業による支援開始後1年後の職場定着率	—	80%以上	

2 障害福祉サービス等の必要量の見込み（活動指標）

(1) 障害福祉サービス等の活動指標（104～105ページ）

現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、利用者の心身の状況等を勘案しつつ、区市町村の見込量を集計したものを参考に、東京都における見込量を設定しています。

サービスの種類	事項（単位）	平成28年度実績	見込み		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
サレシス 訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行支援 行動支援 重度障害者等包括支援	サービス量（時間） 利用者数（人）	867,733 20,639	896,253 21,835	910,513 22,433
サービスの種類	事項（単位）	平成28年度実績	見込み		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
サレシス 在宅系	生活介護	サービス量（人日分） 利用者数（人）	416,847 20,589	454,797 21,625	473,772 22,143
	自立訓練（機能訓練）	サービス量（人日分） 利用者数（人）	3,221 318	3,041 280	2,951 261
	自立訓練（生活訓練）	サービス量（人日分） 利用者数（人）	14,603 1,126	15,491 1,162	15,935 1,180
	就労移行支援	サービス量（人日分） 利用者数（人）	56,044 3,355	72,618 4,223	80,905 4,657
	就労継続支援（A型）	サービス量（人日分） 利用者数（人）	38,623 2,011	44,289 2,293	47,122 2,434
	就労継続支援（B型）	サービス量（人日分） 利用者数（人）	342,893 20,738	386,809 22,466	408,767 23,330
	（計）	サービス量（人日分） 利用者数（人）	872,231 48,137	977,045 52,049	1,029,452 54,005
	就労定着支援	利用者数（人）	—	1,582	2,565
	療養介護	利用者数（人）	1,235	1,235	1,235
	短期入所 （ショートステイ）	サービス量（人日分）	35,457	40,539	43,080
		（内訳）福祉型	31,862	36,540	38,879
		（内訳）医療型	3,595	3,999	4,201
		利用者数（人）	4,688	5,340	5,666

サービスの種類	事項(単位)	平成28年度実績	見込み		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立系 居住系	自立生活援助	利用者数(人)	—	399	602
	共同生活援助(グループホーム)	利用者数(人)	9,223	10,491	11,125
	施設入所支援	利用者数(人)	8,571	8,595	8,607
相談支援	計画相談支援	利用者数(人)	8,007	9,611	10,413
	地域移行支援	利用者数(人)	78	106	115
	地域定着支援	利用者数(人)	180	290	325

(2) 障害児支援の活動指標(106ページ)

障害児支援についても、現在の利用実績等に関する分析、障害児及びその家族の支援の利用に関する意向等を勘案した上で、区市町村の見込量を集計したものを参考に、東京都における見込量を設定しています。

サービスの種類	事項(単位)	平成28年度実績	見込み		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児 通所支援	児童発達支援	サービス量(人日分)	62,835	79,193	87,035
		利用者数(人)	9,703	12,229	13,440
	放課後等デイサービス	サービス量(人日分)	149,589	194,055	209,775
		利用者数(人)	13,046	16,924	18,295
	保育所等訪問支援	サービス量(人日分)	224	414	569
		利用者数(人)	163	301	414
	医療型児童発達支援	サービス量(人日分)	1,656	1,768	1,824
		利用者数(人)	207	219	225
	居宅訪問型児童発達支援	サービス量(人日分)	—	534	642
		利用者数(人)	—	89	107
入所支援	福祉型児童入所支援	利用者数(人)	438	438	438
	医療型児童入所支援	利用者数(人)	197	197	197
障害児相談支援		利用者数(人)	1,992	2,874	3,315
医療的ケア児の支援育成成果		研修受講者数(人)	—	700	900

(3) 発達障害児(者)に対する支援の活動指標(106ページ)

発達障害児(者)支援について、現在の利用実績等に関する分析等を勘案した上で、東京都における見込量を設定しています。

種類	事項	平成28年度実績	見込み		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
発達障害者支援地域協議会の開催	開催回数(回)	2	3	3	3
発達障害者支援センターによる相談支援	件数(件)	3,831	3,986	4,066	4,147
発達障害者支援センターの関係機関への助産	件数(件)	167	177	188	199
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	件数(件)	64	66	68	69

(4) 労働施策との連携による福祉施設から一般就労の移行に係る活動指標(107ページ)

福祉施設から一般就労への移行について、障害福祉施設と労働施策の双方から重層的に取り組むため、以下のとおり活動指標を設定し、取組を進めます。

項目	平成28年度実績	平成32年度見込み	備考
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者一般就労移行者数	1,674人	2,600人	平成28年度実績の1.5倍以上の人数が移行
障害者に対する職業訓練の受講者数	314人	375人	障害者委託訓練及び東京障害者職業能力開発校による職業訓練実施によるもの
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	2,817人	4,109人	
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	412人	559人	
福祉施設から区市町村障害者就労支援センターへの誘導者数	1,216人	1,668人	
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	1,775人	2,700人	福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての者を支援
職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の対象者数	118人	120人	職場適応援助者には、東京ジョブコーチを含む



3 障害者・障害児地域生活支援3か年プランによる整備目標 (108 ページ)

障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を継続し、新たな目標を設定して、さらなる地域生活基盤の整備を促進していきます。

平成32年度末までに、地域居住の場（グループホーム）、日中活動の場（通所施設等）、在宅サービス（短期入所）の定員を新たに8,180人分確保します。

また、障害児支援（児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童相談支援事業所及び放課後等デイサービス事業所）の整備目標を掲げ、整備を促進していきます。

事 項 名	内 容	平成32年度末 整備目標
地域居住の場の整備 (グループホーム)	障害者の地域生活への移行を進めるとともに、地域で安心して暮らせるよう、グループホームの整備を促進します。	2,000人増
日中活動の場の整備 (通所施設等)	特別支援学校の卒業生や地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズに応えるため、日中活動の場（通所施設等）の整備を促進します。	6,000人増
在宅サービスの充実 (短期入所)	障害者・障害児が身近な地域で短期入所（ショートステイ）を利用できるよう、整備を促進します。	180人増
障害児への支援の充実 (児童発達支援センター)	地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの整備を促進します。	各区市町村に 少なくとも 1か所以上
障害児への支援の充実 (主に重症心身障害児を支援 する児童発達支援及び放課後 等デイサービス事業所)	重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、各事業所の整備を促進します。	各区市町村に 少なくとも 1か所以上

これらの施設（ただし、日中活動の場については、利用者の高齢化、障害の重度化、医療的ケアに対応するもの及び地域生活支援の拠点となるものに限る。）について整備費の設置者負担を軽減する特別助成（原則として、設置者負担の2分の1）を実施し、地域生活基盤の整備を促進します。このほか、入所定員数が目標定員数（7,344人）を超えないよう努めつつ、未設置地域において、地域生活への移行を積極的に支援する機能等を強化した「地域生活支援型入所施設」を整備します。

第4章 計画事業の展開 (109～206 ページ)

5つの施策目標のもと、取組の項目別に体系化した289の各事業について、平成28年度末の状況と事業目標を掲げています。



令和2年度における社会福祉施設整備費補助（国制度）の概要

令和2年度当初予算額：174億円

(R1:195億円(補正:83億円)、H30:72億円(補正:50億円)、H29:71億円(補正:80億円))

対象施設

1. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所等
 - ・療養介護・生活介護
 - ・就労移行支援、就労継続支援
 - ・障害者支援施設
 - ・共同生活援助(GH) 等
2. 児童福祉法に基づく児童福祉施設等
 - ・障害児入所施設
 - ・児童発達支援センター 等
3. 生活保護法に基づく保護施設
 - ・救護施設・更生施設 等
4. 社会福祉法に基づく授産施設
 - ・社会事業授産施設

整備区分

1. 創設
新たに施設を整備すること。
2. 改築
既存施設の改築整備（一部改築、耐震改築を含む。）をすること。
3. 増築
既存施設（入所施設を除く。）の現在定員の増員を図るための整備をすること。
4. 大規模修繕等
施設及び付帯設備の一部改修、内部改修工事等整備をすること（防犯カメラの設置工事等を含む。）。)
5. 老朽民間社会福祉施設等整備
老朽化が著しく火災等の災害発生の危険性が大きい施設を整備すること。
6. 避難スペース整備
災害時に備え、障害児・障害者等の受け入れが可能となる避難スペースを整備すること。

令和3年度国庫補助協議に当たっての留意点

- 国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の実施に伴い、施設整備に係る令和2年度国当初予算は、前年度と同程度の額となっている。しかし、その予算は厳しい状況が続いており、内示を受けられた施設が限られている。令和3年度国当初予算は不透明であるが、厳しい状況が予想される。
- 1件当たりの協議額が大きい施設、事業期間が2か年にまたがる施設などは、採択が困難な状況。
- 国には、毎年度、各自治体から多くの協議がある。国は、国負担額が一定額以上、または、整備内容により額を減じて、多くの事業者が内示を受けることができるよう工夫している。
- ここ数年、国において補正予算が組まれており、単年度で竣工見込のある事業は、入札時期及び工事時期を見直した上で、補正予算において国庫補助協議を行っている案件がある。

【国の補正予算について】

ここ数年、国において補正予算が組まれ、補正予算においても国庫補助協議を行っている。（補正予算において協議ができる案件は、単年度で事業が終了するもの。また、年度によっては対象事業が限られている場合もある。）国において補正予算が組まれ、国庫補助協議が可能となる場合、例年11月から翌年1月頃に都から国への協議書提出が求められる。
なお、補正予算において協議した結果、内示がつかなかった場合については、当初予算において再協議を行うこととなる。



障障発0515第1号
平成25年5月15日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長



社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）の適正執行について

障害福祉行政の推進について、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
標記については、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成 17 年 10 月 5 日付厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知）により取扱いが定められているところですが、今般、会計検査院から、社会福祉施設等施設整備費補助金等により整備した社会福祉施設等が提供する障害福祉サービスについて、一部廃止や休止となっているものや利用が低調であるものがある等、サービスが障害者等に十分利用されていない事態が生じ、事業効果が十分に発現しているとは認められない状況となっていることから、是正改善を行うべきとの指摘を受けたところです。
このため、今回の会計検査院からの指摘を踏まえ、下記の事項に留意の上、適正な処理に当たられるようお願いするとともに、管内事業者等に対し、必要な指導・助言を行われますようお願いいたします。

記

1 会計検査院からの指摘等の概要

社会福祉施設等施設整備費補助金は、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所の施設の整備事業に対して、都道府県又は指定都市若しくは中核市（以下「都道府県等」という。）が行う補助事業を交付の対象として、その補助に要する費用の3分の2相当額を、都道府県等を通じて当該社会福祉法人等に補助しているものである。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金の他、厚生労働省としては、障害者就労訓練設備等整備事業による設備整備等に要する経費の一部（1施設 50 万円以上のもので上限 500 万円等）を補助する制度や、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付事業により、社会福祉法人等の障害福祉サービス事業所の整備を支援しているところである。（以下、これらを総称して「整備費補助金等」という。）

一方、都道府県等が、これら整備費補助金等の国庫補助協議の対象とする事業所の選

定に当たっては、単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し中長期的視点から真に必要な性が認められ、かつ施設整備の目的、計画等が具体的であることなどを審査することが必要とされているとともに、施設を設置する適格性について、地方厚生（支）局等においてもヒアリングを実施するなどして審査を行っている。

会計検査院において、整備費補助金等により施設整備等が行われた事業所について、いわゆる新体系への移行を行った後、障害福祉サービスの利用の移行が順調に推移し、障害福祉サービスが十分に利用され、補助金等の効果が十分発現しているかなどに着眼して検査が行われた。

検査の対象は、平成 17 年度（平成 18 年度繰越のみ）から平成 22 年度（平成 23 年度繰越分を除く。）までの間の整備費補助金等による整備を行った 23 都道府県（注1）に所在する 795 事業者の 914 事業所（整備費補助金の国庫補助額計 248 億 3916 万余円）であり、施設整備等が終了した平成 23 年度の障害福祉サービスの利用状況、休廃止の状況等について実地検査が行われた。

その結果、施設整備費補助金等により施設整備等が行われた事業所における利用率（注2）について、検査対象事業所 914 中、101 事業所が 50 %未満であり、41 事業所が施設整備等を行った後に利用定員を減じていたことが確認された。また、16 事業所が全部又は一部のサービス提供を休止する等していたことが確認された。

このため、会計検査院としては、これらの事業所に対する施設整備費補助金等については、サービスの利用者が整備計画を大きく下回るものとなっており、事業効果が十分に発現しているとは認められない状況となっていた、と結論付けている。

（注1）北海道、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

（注2）利用率：当該障害福祉サービスに係る事業所の開所日数に利用定員を乗じた定員利用の延べ人数に対する利用延べ人数の割合

また、会計検査院は、かかる事態に至った要因として、サービス需要の把握に関する調査が十分に行われていなかったことを挙げている。実際に、事業者、市町村又は都道府県において、整備費補助金等の申請等の際に、整備費補助金等により整備される障害福祉サービスに対する利用者の需要の有無について、具体的な調査を行っているか検査したところ、検査対象の障害福祉サービス 1357 のうち、何らかの調査を行っていたのは3割弱（27.2%）に過ぎない370であり、このうち費用負担等の条件を具体的に提示して利用契約締結の意向まで調査を行っていたものは1割にも満たない（7.2%）98にとどまっていたとしている。

よって、国庫補助金等の交付申請の審査等に当たり、厚生労働省、地方厚生（支）局及び都道府県等においては、各障害福祉サービスの特徴等を踏まえ、具体的な需要の有無等の状況を十分確認することが必要であり、事業者においては、各障害福祉サービス

の特徴等を十分理解するとともに、具体的な需要の有無を十分把握すること及び提供する障害福祉サービスについて、障害者等に対して十分に周知を行うことが必要であるとしている。

このような検査結果から、厚生労働省に対して、次のとおり改善処置が求められたところである。

- (1) 厚生労働省の担当部局、地方厚生（支）局及び都道府県等において、国庫補助金等の交付申請等の審査に当たり、当該事業所で提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握した上で整備計画の妥当性について、必要に応じて福祉医療機構等の関係機関と連携をとるなどして、審査を行うよう指導、助言すること
- (2) 国庫補助金等の交付申請の際には、提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握するよう事業者に指導、助言することを、事業所が所在する市町村に対して、都道府県等を通じて指導、助言すること
- (3) 事業所が所在する市町村に対して、当該事業所が提供する障害福祉サービスの利用状況を関係者と連携をとって十分把握した上で、提供する障害者等に対する周知の重要性を含め各種の助言を行うことにより、事業所の利用が図られるよう、都道府県等を通じて指導、助言すること

2 改善に向けた取り組み

上記1の指摘を踏まえ、以下の取組みを実施することが必要であると考えているので、各都道府県等におかれては、遺漏なきよう取り扱われたい。

(1) 厚生労働省（地方厚生（支）局）における対応

厚生労働省は、国庫補助金等の交付申請の際には、提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握するよう事業者に指導、助言することを、事業所が所在する市町村に対して、都道府県等を通じて指導、助言するものとする。

このため、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付厚生労働省発社保第1005003号、厚生労働事務次官通知）を改正することとし、国庫補助金の申請に必要な添付書類の一部を次のとおり見直すので、施設整備費等の交付を受けて整備する障害福祉サービスにおける需要の有無について適切に把握するよう努められたい。

ア 社会福祉施設等整備費協議通知の改正

毎年度、都道府県等に対して、社会福祉施設等国庫補助金の協議要領を「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（以下「協議通知と言う。）によりお示ししているところである。

都道府県等が、地方厚生（支）局を通じて厚生労働本省に提出する国庫補助協議書の添付資料について、施設等の創設及び移転改築の場合にあつては、当該障害福

祉サービスに係る需要の把握に関する調査を行った上で、その整備計画の必要性を記載した市町村長の意見書を必ず添付することとする。

イ 地方厚生（支）局で用いる「社会福祉施設等整備計画ヒアリング要領」の改正
都道府県等が、厚生労働本省に対し、社会福祉施設等施設整備費補助金に係る国庫補助協議書を提出するに際し、各地方厚生（支）局においてヒアリングを実施している。

そのヒアリングの内容を定めた「社会福祉施設等整備計画ヒアリング要領」中「7 障害福祉圏域の状況」の確認事項として、「当該障害福祉圏域において、今回新たに整備する障害福祉サービスにつき障害者等のニーズ調査を実施しているかどうか」を新たに盛り込むこととする。

なお、ヒアリングの視点として、「整備計画が、当該障害福祉圏域の状況を踏まえて作成されたものになっているかどうかを確認すること。具体的には、当該事業の整備計画の策定に当たり、事業者が当該障害福祉圏域における障害者等のニーズ調査等を行っているかどうかを確認し、かつ、各自治体の意見書において、事業者等が実施したニーズ調査を踏まえて、当該整備計画が妥当である旨の記述があるかどうか確認すること。なお、ニーズ調査等が行われていない場合には、国庫補助協議書の提出を見送るよう調整を図ること。」を加えることとする。

(2) 都道府県、政令指定都市及び中核市における対応

都道府県は、事業所が所在する管内市町村（政令指定都市及び中核市を含む。）に対して、事業者が国庫補助金の交付申請を行う際に、新体系における各サービスの特徴等を十分に理解して、提供することとなるサービスに対する具体的な需要の有無を把握するよう、事業者に助言等を行うよう指導すること。

都道府県、政令指定都市及び中核市は、国庫補助金等の交付申請等の審査に当たり、当該事業所で提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握した上で、整備計画の妥当性について、必要に応じて機構等の関係機関と連携をとるなどして確認を行うこと。

(3) 事業所に対する指導、助言

都道府県は、管内市町村（政令指定都市及び中核市を含む。）を通じ、事業所に対して、当該事業所が提供する障害福祉サービスの利用状況を関係者と連携をとって十分把握した上で、提供するサービスの障害者等に対する周知の重要性を含め各種の助言を行うことにより、事業所の利用が図られるよう指導、助言すること。

令和2年度 施設整備基準単価(案)

※国及び県の令和2年度補助要綱がまだ決定されていないため、今後、内容が変更となる場合があります。
※なお、実際に補助金が交付されるのは令和3年度(以降)になりますので、補助金の算定に当たっては令和2年度単価を使用することになります。
しかし、現時点で令和3年度単価は未定ですので、令和2年度単価で各種書類をご作成いただきます。単価が変更になった場合に対応できるよう、資金計画には余裕を持って計画してください。

【都市部】

事業(施設)の種類				国単価 (都市部) (1施設当たり)	都単価(都市部) (1人当たり)			
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体	利用定員	20人以下	54,000,000	4,670,000			
			21人～40人	108,900,000				
			41人～60人	181,700,000				
			61人～80人	255,100,000				
			81人～100人	328,700,000				
			101人～120人	401,400,000				
			121人以上	475,100,000				
	施設入所 支援整備 加算	利用定員	20人以下	43,600,000	3,440,000			
			21人～40人	87,800,000				
			41人～60人	146,800,000				
			61人～80人	206,800,000				
			81人～100人	265,600,000				
			101人～120人	325,600,000				
			121人以上	384,700,000				
	重度化等対応加算(Ⅰ)			0	330,000			
	重度化等対応加算(Ⅱ)			0	270,000			
	就労・訓練事業等整備加算			41,700,000	(1施設当たり)41,700,000			
大規模生産設備等整備加算			137,100,000	(1施設当たり)137,100,000				
短期入所整備加算			11,400,000	3,210,000				
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算			9,450,000	(1施設当たり)9,450,000				
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			6,240,000	(1施設当たり)6,240,000				
避難スペース整備加算			36,300,000	(1施設当たり)36,300,000				
短期入所整備重度化等対応加算			0	675,000				
障害介護	本体	利用定員	20人以下	98,200,000	8,110,000			
			21人～40人	197,200,000				
			41人～60人	328,600,000				
			61人～80人	462,600,000				
			81人～100人	595,100,000				
			101人～120人	727,600,000				
			121人以上	860,200,000				
			就労・訓練事業等整備加算			114,900,000	(1施設当たり)41,700,000	
			大規模生産設備等整備加算			9,800,000	(1施設当たり)137,100,000	
			短期入所整備加算			11,100,000	3,210,000	
			就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算			8,100,000	(1施設当たり)9,450,000	
			居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			5,200,000	(1施設当たり)6,240,000	
			避難スペース整備加算			30,600,000	(1施設当たり)36,300,000	
			福祉型障害児入所施設			98,200,000	8,110,000	
	医療型障害児入所施設	利用定員	20人以下	197,200,000				
			21人～40人	328,700,000				
			41人～60人	462,600,000				
61人～80人			595,200,000					
			81人～100人	727,700,000				
			101人～120人	860,200,000				
			121人以上	860,200,000				

事業計画書作成に当たっては、この令和2年度単価を使用してください。

※ 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

事業(施設)の種類			国単価(都市部) (1施設当たり)	都単価(都市部) (1人当たり)	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	就労・訓練事業等整備加算		30,600,000	(1施設当たり)41,700,000	
	大規模生産設備等整備加算		0	(1施設当たり)137,100,000	
	短期入所整備加算		98,200,000	3,210,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		197,200,000	(1施設当たり)9,450,000	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		6,242,000	(1施設当たり)6,242,000	
	小規模グループケア整備加算		20,100,000	(1施設当たり)20,100,000	
	避難スペース整備加算		36,285,000	(1施設当たり)36,285,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業 放課後等デイサービス	本体	利用定員	20人以下	9,450,000	4,670,000
			21人～40人	6,240,000	
			41人～60人	36,300,000	
			61人～80人	0	
			81人～100人	165,200,000	
			101人～120人	275,300,000	
			121人以上	387,200,000	
	重度化等対応加算(Ⅰ)		8,100,000	(1施設当たり)	
	重度化等対応加算(Ⅱ)		5,200,000	(1施設当たり)	
	就労・訓練事業等整備加算		30,600,000	(1施設当たり)41,700,000	
	大規模生産設備等整備加算		0	(1施設当たり)137,100,000	
	短期入所整備加算		98,200,000	3,210,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		197,200,000	(1施設当たり)9,450,000	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		328,600,000	(1施設当たり)6,240,000	
	避難スペース整備加算		462,600,000	(1施設当たり)36,300,000	
短期入所整備重度化等対応加算		0	675,000		
共同生活援助事業所	施設	利用定員	4人～10人	25,800,000	(1施設当たり)25,800,000
			エレベーター等設置整備加算	2,040,000	(1施設当たり)2,040,000
			短期入所整備加算	11,400,000	3,210,000
			就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	9,450,000	(1施設当たり)9,450,000
			居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	6,240,000	(1施設当たり)6,240,000
			避難スペース整備加算(1施設当たり)	36,300,000	(1施設当たり)36,300,000
			重度化等対応加算	0	(1施設当たり)34,200,001
			短期入所整備重度化等対応加算	0	(1施設当たり)34,200,002
			就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援(各事業のみの整備の場合)	9,450,000	(1施設当たり)9,450,000
			居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のみの整備の場合)	6,240,000	(1施設当たり)6,240,000
			増築整備(既存施設の現在定員の増員)	27,100,000	(1施設当たり)27,100,000
			解体撤去工事費(入所系)	12,300,000	(1施設当たり)12,300,000
			解体撤去工事費(通所系)	6,180,000	(1施設当たり)6,180,000
			仮設施設整備費(入所系)	22,500,000	(1施設当たり)22,500,000
			仮設施設整備費(通所系)	10,800,000	(1施設当たり)10,800,000
福祉員製作施設	13,800,000	(1施設当たり)15,900,000			
盲導犬訓練施設	170,100,000	(1施設当たり)170,100,000			
点字図書館	46,700,000	(1施設当たり)48,300,000			
○その他の都加算					
高層化特別増価面積制度			都市部における3階建以上の施設に対して、補助基本額の加算(10%以内)を行う。		

※ 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

事業計画書作成に当たっては、この31年度単価を使用してください。

令和2年度 施設整備基準単価(案)

※国及び都の令和2年度補助要綱がまだ決定されていないため、今後、内容が変更となる場合があります。

※なお、実際に補助金が交付されるのは令和3年度(以降)になりますので、補助金の算定に当たっては令和2年度単価を使用することになります。

しかし、現時点で令和3年度単価は未定ですので、令和2年度単価で各種書類をご作成いただきます。単価が変更になった場合に対応できるよう、

資金計画には余裕を持って計画してください。

【都市部以外】

(単位:円)

事業(施設)の種類				国単価 (都市部以外) (1施設当たり)	都単価(案) (1人当たり)	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体	利用定員	20人以下	51,500,000	4,670,000	
			21人～40人	103,700,000		
			41人～60人	173,100,000		
			61人～80人	243,000,000		
			81人～100人	313,100,000		
			101人～120人	382,300,000		
			121人以上	452,500,000		
	施設入所 支援設備 加算	利用定員	20人以下	41,600,000	3,440,000	
			21人～40人	83,700,000		
			41人～60人	139,800,000		
			61人～80人	197,000,000		
			81人～100人	253,000,000		
			101人～120人	310,200,000		
			121人以上	366,400,000		
	重度化等対応加算(Ⅰ)				0	330,000
重度化等対応加算(Ⅱ)				0	270,000	
就労・訓練事業等整備加算				39,700,000	(1施設当たり)39,700,000	
大規模生産設備等整備加算				130,600,000	(1施設当たり)130,600,000	
短期入所整備加算				10,800,000	3,210,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算				9,000,000	(1施設当たり)9,000,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算				5,950,000	(1施設当たり)5,950,000	
遊離スペース整備加算				34,500,000	(1施設当たり)34,500,000	
短期入所整備重度化等対応加算				0	675,000	
療養介護	本体	利用定員	20人以下	93,600,000	8,110,000	
			21人～40人	187,800,000		
			41人～60人	313,000,000		
			61人～80人	440,600,000		
			81人～100人	566,800,000		
			101人～120人	693,000,000		
			121人以上	819,300,000		
	就労・訓練事業等整備加算				130,600,000	(1施設当たり)39,700,000
	大規模生産設備等整備加算				10,800,000	(1施設当たり)130,600,000
	短期入所整備加算				9,000,000	3,210,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算				5,950,000	(1施設当たり)9,000,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算				34,500,000	(1施設当たり)5,950,000
	遊離スペース整備加算				82,400,000	(1施設当たり)34,500,000
	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員	20人以下	93,600,000	8,110,000
				21人～40人	187,800,000	
41人～60人				313,100,000		
61人～80人				440,600,000		
81人～100人				566,900,000		
101人～120人				693,000,000		
121人以上				819,300,000		
就労・訓練事業等整備加算				39,700,000	(1施設当たり)39,700,000	
大規模生産設備等整備加算				130,600,000	(1施設当たり)130,600,000	
短期入所整備加算				10,800,000	3,210,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算				9,071,000	(1施設当たり)9,071,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算				5,955,000	(1施設当たり)5,955,000	
小規模グループケア整備加算				19,200,000	(1施設当たり)19,200,000	
遊離スペース整備加算				34,542,000	(1施設当たり)34,542,000	

※ 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

事業(施設)の種類				国単価 (都市部以外) (1施設当たり)	都単価(案) (1人当たり)
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業 放課後等デイサービス	本体	利用定員	20人以下	382,300,000	4,670,000
			21人～40人	452,500,000	
			41人～60人	41,600,000	
			61人～80人	83,700,000	
			81人～100人	139,800,000	
			101人～120人	197,000,000	
			121人以上	253,000,000	
	重度化等対応加算 (I)			9,000,000	(1施設当たり) 9,000,000
	重度化等対応加算 (II)			5,950,000	(1施設当たり) 5,950,000
	就労・訓練事業等整備加算			34,500,000	(1施設当たり)39,700,000
	大規模生産設備等整備加算			82,400,000	(1施設当たり)130,600,000
	短期入所整備加算			165,200,000	3,210,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算			275,300,000	(1施設当たり)9,000,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			387,200,000	(1施設当たり)5,950,000
	遊離スペース整備加算			498,200,000	(1施設当たり)34,500,000
	短期入所整備重度化等対応加算			0	675,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援(各事業のみの整備の場合)				9,000,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のみの整備の場合)				5,950,000	(1施設当たり)5,950,000
増築整備(既存施設の現在定員の増員)				25,800,000	(1施設当たり)25,800,000
解体撤去工事費(入所系)				11,800,000	(1施設当たり)11,800,000
解体撤去工事費(通所系)				5,890,000	(1施設当たり)5,890,000
仮施設設置整備費(入所系)				21,500,000	(1施設当たり)21,500,000
仮施設設置整備費(通所系)				10,400,000	(1施設当たり)10,400,000
補装具製作施設				12,500,000	(1施設当たり)15,900,000
盲導犬訓練施設				152,900,000	(1施設当たり)169,900,000
点字図書館				42,000,000	(1施設当たり)48,300,000

○その他の都加算

高層化特例増面積制度	都市部における3階建以上の施設に対して、補助基本額の加算(10%以内)を行う。
------------	---

※ 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

国庫補助協議までの流れ(都への協議書提出後)

障害者（児）施設整備費補助対象法人選定委員会

（令和2年12月頃開催予定（補正予算分は令和2年10月頃開催予定））

（障害者施策推進部）

令和3年度障害者（児）施設整備基本指針をふまえ、事業の妥当性及び法人の適格性等を障害者施策推進部において審査し、社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会に提出する。



第1回 社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会（国庫補助協議前）

（福祉保健局）

事業の妥当性及び法人の適格性等を福祉保健局において審査する。（詳細は次ページ参照）
本審査を経なければ、国庫補助協議できない。



（令和3年1月頃開催予定
（補正予算分は令和2年11月頃開催予定））



令和3年度国庫補助協議書提出（都から国へ）

（令和3年3月予定
（補正予算分は令和2年11月～翌年1月頃見込））

社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会（条件充足審査）

（福祉保健局）

※第1回社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会において、条件が付された場合、条件を充足した時点で、その内容について審査を受けなければならない。



第2回 社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会（補助内示前）

（福祉保健局）

※都補助内示を行う前に審査を受けなければならない。

（令和3年6月頃予定
（補正予算分は令和3年2月頃予定））

国において、補正予算が組まれた場合、補正予算で国庫補助協議を行う案件は、早ければ秋ごろに国への協議書提出が必要となる（令和元年度については令和2年1月）。
そのため、補正予算で協議が行える案件については、10月頃（予定）に選定委員会、11月頃（予定）に審査会を行い、協議書提出に備えておく。

* 区市における法人審査について

社会福祉法人を新設する場合であって、かつ単一の区市でのみ事業を実施する場合には、上記委員会とは別に、当該区市において社会福祉法人設立認可について審査を受ける必要がある。この審査で「適」とされることが国庫補助協議の条件になる。

○ 社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会について

1 目的

- (1) 社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、社会福祉法に定める社会福祉法人(以下「法人」という。)が運営し、又は運営を予定する福祉保健局所管の各種社会福祉施設に係る、社会福祉施設整備費補助対象事業(以下「対象事業」という。)としての妥当性及び社会福祉施設整備費補助対象法人(以下「対象法人」という。)としての適格性を審査することを目的とする。
- (2) 審査委員会は、新たに設立を予定する法人の福祉保健局所管の各種社会福祉施設に係る、対象事業としての妥当性を審査する場合においては、対象法人としての適格性も審査する。

2 審査基準

審査は、別紙の「社会福祉施設整備費補助対象法人審査要領」(以下「審査要領」という。)及び各事業所管部で作成する「社会福祉施設整備の審査基準」(障害者施策推進部の場合、別紙の「障害者(児)施設整備審査基準」)に基づき行うものとする。

3 障害者(児)施設整備費補助対象法人選定委員会

障害者(児)施設整備費補助対象法人選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、審査委員会に提出する案件について、障害者施策推進部で策定する施設整備基本指針を踏まえ、審査要領及び「障害者(児)施設整備審査基準」により、事業の妥当性及び補助対象法人の適格性等を事前審査する。(12月頃を予定。(補正予算分は10月頃開催予定))

4 審査の対象

- (1) 社会福祉施設整備費の補助が予定されている既存法人及び新たに設立を予定する法人で、選定委員会により事前審査を受けたもの。
- (2) 補助対象事業が施設の増築及び大規模修繕の場合は、選定委員会により事前審査を行い、審査委員会に報告し承認を得るものとする。
- (3) 審査委員会で条件付けとなった案件については、条件が充足された時点で審査委員会の審査を受けなければならない。
- (4) 社会福祉施設整備費補助金の交付決定(内示を含む。)に当たり、この審査委員会で審査を受けた内容を大幅に変更する必要がある場合は、再審査を経なければならない。

5 審査内容

- (1) 施設整備計画の内容を各所管部で策定した施設整備基本指針に基づき専門的視点から分析等する。
- (2) 補助対象法人の組織運営、資金計画等の適格性及び補助対象事業の事業計画、財政状況(運営における収支含む)等の妥当性を審査する。

6 審査会開催時期

- (1) 国庫補助協議前(1月頃予定。補正予算分は11月頃予定)
- (2) 補助内示前(6月頃予定。補正予算分は2月頃予定))

(注意点)

- 審査委員会において、対象事業の妥当性及び対象法人の適格性が承認されなければ、国庫補助協議書を国へ提出できない。
- 審査委員会において、事業の妥当性や資金計画の確実性等が確認できない場合は、条件を付され承認されないこともあるため、確実な事業計画を立てること。
- 審査委員会にて条件を付された案件については、審査委員会の再審査を要する。再審査の場合、国協議を予定通り行うことができない恐れがある。
- 国庫補助協議書を国へ提出した後における事業計画の変更は認められない。万一、やむを得ず変更が生じる場合は、審査委員会の再審査を要することとなる。また、審査結果によっては協議の取消等もあり得るので、事業計画の変更が生じないように、十分留意すること。

1 法人の適格性—事業主体として適格な法人であるか。

		審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
組織運営	新設法人	1 評議員及び役員の構成は適正であるか。 2 評議員及び役員として適格性を欠く者はいないか。 3 社会福祉事業経営者としての職責を自覚しているか。 4 法人経営参加の動機は純粋であるか。 5 施設長は資格を有する者であるか。 6 経営方針は確立されているか。	評議員及び役員履歴書、事業計画書等及び設立代表者等に面接の上確認すること。	・評議員の履歴書 ・役員の履歴書 ・誓約書 ・事業計画書	(役員等) (1) 評議員 ア 評議員の数は定款に定めた理事の員数を超える数であること。 イ 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから適正な手続きにより選任されていること。 ウ 各評議員又は各役員の親族等及び特殊の関係がある者が含まれていないこと。 エ 当該法人の理事、監事及び職員を兼ねていないこと。 オ 関係行政庁の職員が含まれていないこと。 カ 実際に法人運営に参画できない者を選任していないこと。 キ 社会福祉法第40条第1項の欠格事由に該当する者を選任していないこと。 ク 暴力団員等の反社会勢力の者を選任していないこと。 (2) 理事 ア 理事の数は6人以上であること。 イ 理事のうちには、次に掲げる者が含まれていること。 (ア) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 (イ) 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 (ウ) 施設を設置している場合は、当該施設の管理者 ウ 親族等特殊関係者が制限数以内であること。 エ 当該法人の評議員及び監事を兼ねていないこと。 オ 関係行政庁の職員が含まれていないこと。 カ 実際に法人運営に参画できない者を選任していないこと。 キ 社会福祉法第44条第1項の欠格事由に該当する者を選任していないこと。 ク 暴力団員等の反社会勢力の者を選任していないこと。 (3) 監事 ア 監事の数は2名以上であること。 イ 監事には、次に掲げる者が含まれていること。 (ア) 社会福祉事業について識見を有する者 (イ) 財務管理について識見を有する者（公認会計士、税理士の登用が望ましい。） ウ 当該法人の理事、評議員及び職員を兼ねていないこと。 エ 各役員の親族等及び特殊の関係がある者が含まれていないこと。 オ 関係行政庁の職員が含まれていないこと。 カ 実際に法人運営に参画できない者を選任していないこと。 キ 社会福祉法第44条第1項の欠格事由に該当する者を選任していないこと。 ク 暴力団員等の反社会勢力の者を選任していないこと。 (4) 施設長 関係法令及び通知で定める資格を有する者であること。	

		審 査 内 容	審 査 方 法	関係書類	審 査 基 準	留 意 事 項
組織運営	既存法人	1 上記1～6に同じ 2 評議員会、理事会は適正に運営されているか。 3 過去に問題があった役員は含まれていないか。	事業計画書、指導検査結果等及び理事長等に面接の上確認すること。	・評議員の履歴書 ・役員の履歴書 ・誓約書 ・事業計画書	(1) 上記(1)～(4)に同じ (2) 会計監査人（社会福祉法第37条に定める特定社会福祉法人の場合） ア 会計監査人は、公認会計士又は監査法人であること。	一部要件を欠く場合であっても、法人の適正な運営が確保されており、かつ、改善の見通しがある場合には認めてもよいこと。 評議員の数については、事業の規模が政令で定める基準を超えない場合（平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円未満）は、平成29年4月1日より3年間、4名以上とすることができる。
	新設法人	1 施設整備資金のほか法人設立当初の事業運営資金は確実に確保されているか。 2 自治体から補助を予定している場合には、確実に補助の見込みがあるか。	贈与契約（確約）書及び残高証明書等により確認すること。 補助予定通知（確約）書及び補助予定自治体に連絡の上確認すること。	・贈与契約（確約）書 ・残高証明書 ・補助予定通知（確約）書 ・債務負担行為確約書	（運転資金） 年間事業費（予算額）の12分の1以上の金額であること。 なお、介護保険法上の事業を行う場合は、12分の3以上の金額、障害者施設等自立支援給付費制度の対象となる事業を行う場合は、12分の2以上の金額であること。 （法人事務費） 必要額（原則1,000,000円）以上の金額であること。	補助予定通知（確約）書の通知者は、原則として区市町村長であること。
財政状況	既存法人	1 施設整備資金のほか事業開始当初の事業運営資金は確実に確保されているか。 2 上記2に同じ。 3 財政状態は健全であるか。 4 収支状況は健全であるか。 5 会計処理は適切に処理されているか。	贈与契約（確約）書及び残高証明書等により確認すること。 補助予定通知（確約）書及び補助予定自治体に連絡の上確認すること。 決算書及び指導検査結果等により確認すること。	・贈与契約（確約）書 ・残高証明書 ・補助予定通知（確約）書 ・債務負担行為確約書 ・決算書 ・検査結果	（運転資金） 年間事業費（予算額）の12分の1以上の金額であること。 なお、介護保険法上の事業を行う場合は、12分の3以上の金額、障害者施設等自立支援給付費制度の対象となる事業を行う場合は、12分の2以上の金額であること。 （負債） 負債金額は、資産総額のおおむね2分の1を超えない範囲にとどまっていること。	補助予定通知（確約）書の通知者は、原則として区市町村長であること。 貸借対照表「負債の部」合計／「資産の部」合計によること。ただし、負債金額に区市町村からの償還補助が確約されている場合は、補助相当額を差し引いて計算することができる。
	新設法人	1 事業の将来性又は確実に運営されていく見通しはあるか。 2 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているか。	事業計画書及び予算書等により判断すること。	・事業計画書 ・予算書	（事業） (1) 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしていること。 (2) 法令に基づく許認可を受けることが確実であること。	
事業	既存法人	1 上記1～2に同じ 2 過去の実績はどうであったか。問題点はなかったか。	事業計画書、予算・決算書及び指導検査結果等により判断すること。	・事業計画書 ・予算書 ・決算書 ・検査結果 ・実績を証する書面	（事業） (1) 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしていること。 (2) 法令に基づく許認可を受けることが確実であること。 (3) 過去における問題点が改善されていること。	

2 事業計画

(1) 土地について、確実に使用できる権限を有しているか。

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
所有予定地 (新設法人) (既存法人)	1 寄附により取得する場合、所有者は、法人に対して寄附を行う意思があるか。	贈与契約(確約)書、所有権移転登記確約書及び本人に面接のうえ確認すること。	・贈与契約(確約)書 ・売買契約(確約)書	(贈与契約(確約)書) 実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。	
	2 売買契約により取得する場合、売買契約は適正であるか。	売買契約(確約)書及び所有権移転登記確約書により確認すること。	・所有権移転登記確約書	(売買契約(確約)書) 実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。	
	3 物件は確実に所在するか。	不動産登記簿謄本により確認すること。	・不動産登記簿謄本(抄本は不可)	(不動産登記簿謄本) (1) 所有権保存登記済であること。 (2) 所有権移転登記済であること。	(1) 所有権保存登記が未了の場合は、原則として認められないので、登記手続完了後認めること。ただし、事情によっては、土地補充課税台帳登録証明書の提出があったときは認めてもよいこと。
	4 寄附申込者又は売主は正当な所有者であるか。	必要に応じて不動産登記済証(権利証)の提示を求めること。	・不動産登記済証(権利証)		(2) 所有権移転登記が未了の場合は、原則として認められないので、登記手続完了後認めること。ただし、事情によっては、所有権移転の事実を証明する書類を確認の上認めてもよいこと。
	5 当該土地には抵当権等所有権以外の権利関係が存在していないか。		・寄附者行為能力証明(身分証明書等) ・印鑑登録証明書 ・住民説明会の記録等	(抵当権) 抵当権(根抵当権を含む。)が設定されていないこと。	抵当権が設定されているときは、原則として認められないので、抵当権の抹消を求め、抵当権抹消登記後認めること。ただし、抵当権抹消の確実な見通しのあるものは認めてもよいこと。
	6 当該土地に施設の建築が可能であるか。 (用途地域、建ぺい率、容積率等)	建築許可の見通しについて、当該地区建築指導所管に電話又は文書照会を行い確認すること。	・区市町村の意見書	当該施設の建築許可の見通しが確実であること。	建築許可の見通しが無いものは認められないこと。 農地転用等により建築が可能となるものは、転用手続等を完了後認めること。ただし、農地転用等許可申請手続中のものは、事情に応じて認めること。
	7 立地条件に問題はないか。 (交通機関、医療施設、公共施設等)	立地条件について、現地調査を行い確認すること。		立地条件に問題がないこと。	立地条件については、施設の種別に応じて考慮すること。
所有地 (既存法人)	8 当該土地に施設を建設することについて、地域住民は了解しているか。	住民説明会の記録、区市町村の意見書等により判断すること。		住民の理解と協力を前提とするため、原則として地元の反対がないこと。	反対がある場合は、住民代表者等と話し合いを通じ問題点の解決を図るよう指導すること。その経緯及び結果をみて、建設の了解の是非を判断すること。ただし、障害者関連施設については、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、地域住民の同意を得ることまでを求めるものではない点に留意すること。
	1 法人は当該土地を確実に所有しているか。	不動産登記簿謄本により確認すること。	・不動産登記簿謄本	(抵当権) 抵当権(根抵当権を含む。)が設定されていないこと。	(1) 抵当権設定のある場合は、その原因に応じて判断すること。 なお、当該法人の事業に関係のない借入金の担保となっているものについては認められないので、抵当権の抹消を求め、抵当権抹消登記後認めること。
	2 当該土地には抵当権等所有権以外の権利関係が存在していないか。	必要に応じて不動産登記済証(権利証)の提示を求めること。	・不動産登記済証(権利証) ・住民説明会の記録等 ・区市町村の意見書		(2) 当該法人の事業にかかわる借入金の担保となっているものであって、所轄庁の承認を得ているか又は当該借入金の返済が確実と認められるものについては認めてもよいこと。 なお、返済が確実であっても、所轄庁の承認を必要とするものについては、担保提供承認申請手続を行わせたうえで認めること。
	3 上記6～8に同じ	同左		同左	同左

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
借受予定地 (新設法人) (既存法人)	1 所有者が国又は地方公共団体の場合、貸与又は使用許可は確実に受けられるか。	貸与確約書又は使用許可承諾書及び国又は当該地方公共団体に連絡の上確認すること。	・地上権設定契約(確約)書 ・賃貸借契約(確約)書 ・貸与確約書 ・使用許可承諾書 ・地上権登記誓約書 ・賃借権登記誓約書 ・地代贈与契約書 ・地代寄付者の行為能力証明(所得証明書等) ・不動産登記簿謄本 ・印鑑登録証明書 ・住民説明会の記録等 ・区市町村の意見書 ・資金収支見込計算書	(貸与又は使用許可) 国又は地方公共団体から貸与又は使用許可が確実に受けられること。	(1) 土地は自己所有を原則とするが、それにより難しい場合は、国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けなければならない。 (2) 貸与又は使用許可の期間は、国又は当該地方公共団体が設定した期間でよいこと。
	2 所有者が国又は地方公共団体以外の場合、法人に対して貸与の契約(地上権設定契約又は賃貸借契約)及び地上権又は賃借権の登記を行う意思があるか。	地上権設定契約(確約)書又は賃貸借契約(確約)書及び本人に面接の上確認すること。 地上権又は賃借権登記誓約書により確認すること。		(所有者が国又は地方公共団体以外の場合) 都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、認められること。 ただし、 ① 特別養護老人ホームを設置する場合(平成12年8月22日付局長連名通知) ② 地域活動支援センターを運営する場合(平成24年3月30日局長通知) ③ 障害福祉サービス(療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る。)又は身体障害者社会参加支援施設を運営している既設法人が福祉ホームを運営する場合(平成12年9月8日付局長連名通知) ④ 既設法人(第一種社会福祉事業のうち生活保護法に基づく事業を除く事業又は第二種社会福祉事業のうち保育所を運営する事業若しくは障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行うものに限る。)が通知に定める通所施設(平成12年9月8日付局長連名通知)を設置する場合 ⑤ 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合(平成16年5月24日付局長連名通知による。) ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合(平成16年12月13日付局長連名通知による。) には、都市部等地域以外においても認められること。 (地上権設定又は賃貸借契約) (1) 借地借家法に違反していないものであること。 (2) 実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。 (地上権又は賃借権設定登記) その事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権の設定、かつ、登記が確実に行われること。	(地上権設定又は賃貸借契約) (1) 例外的に国又は地方公共団体以外の者からの借受が認められているが、この場合、地上権又は賃借権の設定及び登記が必要である。 ただし、 ① 独立行政法人都市再生機構、住宅供給公社の土地の貸与を受けて使用する場合は、貸与確約書があれば認めてよい。 ② 既存法人が通所施設を設置する場合(審査基準③)又は既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合(審査基準④)で、貸主が、東京都住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。 (2) 借地借家法に違反する点があれば、違反事項を是正の上認めること。

	審 査 内 容	審 査 方 法	関係書類	審 査 基 準	留 意 事 項
借受予定地 (新設法人) (既存法人)	3 物件は確実に所在するか。	不動産登記簿謄本により確認すること。 必要に応じ不動産登記簿権利書の提示を求めること。	同上	(地代) 地代については、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性を考慮し、無料又は極力低額であることが望ましく、また、長期間にわたって支払う能力が認められること。 (不動産登記簿謄本) (1) 所有権保存登記済であること。 (2) 所有権移転登記済であること。	(地代) (1) 地代については、原則として無料であること。有償の場合は、地代の確実な財源の見通しがある場合にのみ認めること。 (2) 地代の贈与契約書及び寄付者の所得証明書等により寄附能力を確認すること。 (3) 制度上、地代に施設収支差額を充当できる場合には、その収支予想に無理がないか、資金収支見込計算書等により確認すること。 前頁（所有予定地）の場合と同じ
	4 貸地人は正当な所有者であるか。			(抵当権) 抵当権（根抵当権を含む。）が設定されていないこと。	同上
	5 当該土地には抵当権等所有権以外の権利関係が存在していないか。			当該施設の建築許可の見通しが確実であること。	同上
	6 当該土地に施設の建築が可能であるか。 (用途指定、建ぺい率、容積率等)			立地条件に問題がないこと。	同上
	7 立地条件に問題はないか。 (交通機関、医療施設、公共施設等)			住民の理解と協力を前提とするため、原則として地元の反対がないこと。	同上
借 地 (既存法人)	8 当該土地に施設を建設することについて、地域住民は了解しているか。	住民説明会の記録、区市町村の意見書等により判断すること。	同上		
	1 法人は当該土地を確実に使用できる権限を有しているか。	地上権設定契約（確約）書又は賃貸借契約（確約）書等及び不動産登記簿謄本により確認すること。		(地上権設定契約（確約）書又は賃貸借契約（確約）書) 上記2に同じ	同左
	2 地上権又は賃借権の登記はされているか。	不動産登記簿謄本により確認すること。		(地上権又は賃借権設定登記) 上記2に同じ	地上権又は賃借権設定登記がされていない場合には、当該権利の設定登記をさせた上で認めること。ただし、当該権利の設定登記がされていない場合であっても、事情によっては、権利設定等の見通しがあるものは認めてもよいこと。
	3 当該土地には抵当権等所有権以外の権利関係が存在していないか。			(抵当権) 抵当権（根抵当権を含む。）が設定されていないこと。	
	4 上記6～8に同じ	同左		同左	同左

(2) 確実に建設できる資金計画を有しているか。

	審 査 内 容	審 査 方 法	関係書類	審 査 基 準	留 意 事 項
新設法人	1 事業規模は適正であり、相応した資金計画であるか。	施設建設計画書及び設立代表者等に面接の上確認すること。	・施設建設計画書 ・補助予定通知(確約)書 ・債務負担行為確約書 ・金融機関融資証明書	(資金計画) 施設建設資金は、補助金、公的借入金(独立行政法人福祉医療機構等貸付金)のほか、確実な寄附金によること。	民間資金の借入を予定している場合は、事業規模を縮小する等により適正な財源の範囲にとどめること。
	2 自治体から補助を予定している場合には、確実に補助の見込みがあるか。	補助予定通知(確約)書及び補助予定自治体に連絡の上確認すること。			補助予定通知書(確約)書の通知者は、原則として区市町村長であること。
	3 借入金は確実に調達できる見込みがあるか。	独立行政法人福祉医療機構等の借入先に連絡の上確認すること。	・贈与契約書(身分証明書、印鑑登録証明書を添付) ・残高証明書 ・所得証明書 ・不動産価格評価書(土地補充課税台帳登録証明書)	当該事業にかかわる長期借入金は、原則として公的借入金(独立行政法人福祉医療機構の協調融資を含む。)に限るものであること。 民間資金の借入金を予定している場合には、事業規模を縮小する等により適正な財源の範囲にとどめるよう指導すること。また、その償還財源が区市町村からの補助金であり、かつ、基本財産を担保としないこと。	民間資金の借入を行う場合には、その償還財源が確実に確保されること。
	4 寄附金(設立当初の自己資金)は確実なものであるか。	贈与契約書、残高証明書、所得証明書等及び寄附者に面接の上確認すること。		寄附金は、施設建設計画に基づく自己資金として十分と認められる額であること。	寄附金は、寄附者において確実に保有されていなければならないこと。
	5 借入金償還の見通しはあるか。	(1) 償還財源に寄附金を充てるときは、贈与契約書、所得証明書等及び寄附者に面接のうえ確認すること。 (2) 償還財源に自治体の補助金を充てるときは、債務負担行為確約書、補助予定通知書等及び補助予定の自治体に連絡のうえ確認すること。 (3) 介護保険法上の事業を経営する場合で、その収支差額を公的借入金の償還に充てるときは、資金収支見込計算書等により、その収支見込に無理がないか確認すること。		(寄附金) 償還財源として確実に寄附される見通しがあること。 (介護保険事業の収支差額) 償還財源として認められる範囲内の額で、かつ、確実に充当できる見通しがあること。	(寄附金) (1) 寄附者(保証人も含む。以下同じ)の財政負担能力に比して過大であるものは認められないこと。 なお、個人寄附については、年間所得額から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていること。 (2) 寄附者は完済時において寄附できる年齢であること。ただし、寄附の承継者を置く場合には認められること。

	審 査 内 容	審 査 方 法	関係書類	審 査 基 準	留 意 事 項
既存法人	1 上記1～2に同じ	同左	同上のほか ・決算書 ・寄附受入実績 ・償還計画書 ・資金収支見込計算書 ・社会福祉充実残額計算結果 ・社会福祉充実計画	同左	同左
	2 借入金は確実に調達できる見込みがあるか。	独立行政法人福祉医療機構等の借入先に連絡の上確認すること。		当該事業にかかわる長期借入金は、原則として公的借入金(独立行政法人福祉医療機構の協調融資を含む。)に限るものであること。 民間資金の借入金を予定している場合には、事業規模を縮小する等により適正な財源の範囲にとどめるよう指導すること。また、その償還財源が区市町村からの補助金であるなど、償還が確実であること。	民間資金の借入れを行う場合には、その償還財源が確実に確保されること。 返済が確実であり、やむを得ず担保に供する場合であっても、所轄庁の承認が必要となるので、担保提供承認申請手続を行わせてうえて認めること。
	3 上記4に同じ	同左		同左	同左
	4 借入金償還の見通しはあるか。	(1) 償還財源に寄附金を充てるときは、贈与契約書、所得証明書等及び寄附者に面接のうえ確認すること。 (2) 償還財源に自治体の補助金を充てるときは、債務負担行為確約書、補助予定通知書等及び補助予定の自治体に連絡のうえ確認すること。 (3) 介護保険法上の事業を經營する場合で、その収支差額を償還に充てるときは、資金収支見込計算書により、その収支見込に無理がないか確認すること。		(寄附金) 償還財源として確実に寄附される見通しがあること。 (介護保険事業の収支差額) 償還財源として認められる範囲内の額で、かつ、確実に充当できる見通しがあること。	(寄附金) (1) 寄附者(保証人も含む。以下同じ)の財政負担能力に比して過大であるものは認められないこと。 なお、個人寄附については、年間所得額から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていること。 (2) 寄附者は完済時において寄附できる年齢であること。ただし、寄附の承継者を置く場合には認められること。
	5 累積借入金に対して償還の見通しはあるか。	決算書、社会福祉充実計画(社会福祉充実残額計算結果)及び資金収支見込計算書等により確認すること。		当該計画事業において、借入金を返済し、かつ、施設運営及び大規模修繕に必要な自己資金の確保ができること。	(1) 整備区分が創設及び全面改築又は移転改築の案件に限る。 (2) 借入金に区市町村からの償還補助が確約されている場合は、補助相当額を差し引いて計算することができる。 (3) 大規模修繕に必要な費用については、平成29年1月24日付雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」3(5)⑤の算定方法により計算すること。 なお、大規模修繕費用については、おおむね20年目に必要な資金が確保できること。 (4) 補助金又は交付金の国内示額が削減されるなど、協議時の資金計画を変更する必要がある場合は、償還が確実であることを確認した上で個別に判断すること。
	6 自己資金は確実に保有されているか。	決算書及び残高証明書により確認すること。			

障害者(児)施設整備審査基準

	障害福祉サービス事業	
事業名	生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練(宿泊型以外)) 就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)	
規模	【1つの事業のみ実施する場合】	
	1. 定員は、20名以上であるか。	適・否
	2. 就労継続支援(A型)の場合、定員は10名以上であるか。	適・否
	【多機能型の場合】	
	1. 各事業の利用定員は、6名以上であるか。	適・否
	2. 就労継続支援(A型・B型)の場合、定員は10名以上であるか。	適・否
	【従たる事業所の場合】	
	1. 各事業の利用定員は、6名以上であるか。	適・否
	2. 就労継続支援(A型・B型)の場合、定員は10名以上であるか。	適・否
敷地	建築基準法等の関係法令に適合しているか。	適・否
建物構造	1. 建物の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されているか。	適・否
	2. 日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されているか。	適・否
	3. 建築基準法や建築関係条例等の関係法令等に適合しているか。	適・否
	4. 消防法等に規定する消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備が設けられているか。 避難経路は確保されているか。	適・否
訓練・作業室	1. 訓練・作業室が設けられているか。	適・否
	2. 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。	適・否
	3. 訓練又は作業に必要な機械器具等が備えられているか。	適・否
相談室	1. 相談室が設けられているか。	適・否
	2. 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等が設けられているか。	適・否
洗面所	1. 洗面所が設けられているか。	適・否
	2. 利用者の特性に応じたものであるか。	適・否
便所	1. 便所が設けられているか。	適・否
	2. 利用者の特性に応じたものであるか。	適・否
多目的室他	多目的室その他の運営上必要な設備が設けられているか。 (※利用者の支援に支障がない場合は相談室との兼用可)	適・否

	障害福祉サービス事業	
事業名	自立訓練(生活訓練(宿泊型))	
規模	【1つの事業のみ実施する場合】	
	1. 定員は、20名以上であるか。	適・否
	2. 自立訓練(生活訓練(宿泊型以外))と併せて行う場合、定員は、宿泊型10名以上、宿泊型以外20名以上であるか。	適・否
	【多機能型の場合】	
	1. 各事業の利用定員は、6名以上であるか。	適・否
	2. 自立訓練(生活訓練(宿泊型以外))と併せて行う場合、定員は、宿泊型10名以上、宿泊型以外6名以上であるか。	適・否
	【従たる事業所の場合】	
	2. 自立訓練(生活訓練(宿泊型))の定員は10名以上であるか。	適・否
敷地	建築基準法等の関係法令に適合しているか。	適・否
建物構造	1. 建物の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されているか。	適・否
	2. 日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されているか。	適・否
	3. 建築基準法上第2条第9号の2に規定する耐火建築物及び同条第9号の3に規定する準耐火建築物であるか。	適・否
	4. 建築基準法や建築関係条例等の関係法令等に適合しているか。	適・否
	5. 消防法等に規定する消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備が設けられているか。 避難経路は確保されているか。	適・否
訓練・作業室	1. 訓練・作業室が設けられているか。	適・否
	2. 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。	適・否
	3. 訓練又は作業に必要な機械器具等が備えられているか。	適・否
相談室	1. 相談室が設けられているか。	適・否
	2. 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等が設けられているか。	適・否
洗面所	1. 洗面所が設けられているか。	適・否
	2. 利用者の特性に応じたものであるか。	適・否
便所	1. 便所が設けられているか。	適・否
	2. 利用者の特性に応じたものであるか。	適・否
多目的室他	1. 多目的室その他の運営上必要な設備が設けられているか。 (※利用者の支援に支障がない場合は相談室との兼用可)	適・否
居室	1. 1名あたり床面積は7.43㎡以上確保されているか。 (収納設備等を除く)	適・否
	2. 定員は1室1名か。(個室であるか。)	適・否
浴室	1. 浴室が設けられているか。	適・否
	2. 利用者の特性に応じたものであるか。	適・否

障害者(児)施設整備審査基準

	障害者支援施設 (1/2)	
事業名	施設入所支援 就労継続支援B型	生活介護 自立訓練(機能訓練) 就労移行支援 自立訓練(生活訓練)
規模	1. 施設入所支援	
	(1) 定員は、30名以上であるか。	適・否
	(2) 他の社会福祉施設(入所)に併設する場合、定員は10人以上であるか。	適・否
	2. 日中活動サービス	
	【1つの事業のみ実施する場合】	
	(1) 定員は、20人以上であるか。	適・否
	(2) 他の社会福祉施設(入所)に併設する場合、定員は10人以上であるか。	適・否
	【多機能型の場合】	
	(1) 各事業の利用定員は、6名以上であるか。(就労継続支援(B型)の場合、定員は10名以上であるか。)	適・否
	(2) 日中活動サービス定員の合計は、20人以上であるか。	適・否
敷地	(3) 他の社会福祉施設(入所)に併設する場合、日中活動サービス定員の合計は、12人以上であるか。	適・否
	敷地 建築基準法等の関係法令に適合しているか。	適・否
建物構造	1. 建物の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されているか。	適・否
	2. 日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されているか。	適・否
	3. 建築基準法上第2条第9号の2に規定する耐火建築物及び同条第9号の3に規定する準耐火建築物であるか。	適・否
	4. 建築基準法や建築関係条例等の関係法令等に適合しているか。	適・否
	5. 消防法等に規定する消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備が設けられているか。 避難経路は確保されているか。	適・否
訓練・作業室	1. 訓練・作業室が設けられているか。	適・否
	2. 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。	適・否
	3. 訓練又は作業に必要な機械器具等が備えられているか。	適・否
相談室	1. 相談室が設けられているか。	適・否
	2. 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置が講じられているか。	適・否
洗面所	1. 洗面所が設けられているか。	適・否
	2. 利用者の特性に応じたものであるか。	適・否
便所	1. 便所が設けられているか。	適・否
	2. 利用者の特性に応じたものであるか。	適・否
多目的室他	多目的室その他の運営上必要な設備が設けられているか。 (※利用者の支援に支障がない場合は相談室との兼用可)	適・否

	障害者支援施設 (2/2)	
居室	1. 1名あたり床面積は9.9㎡以上確保されているか。 (収納設備等を除く)	適・否
	2. 定員は1室4名以下か。	適・否
	3. 地階に設置されていないか。	適・否
	4. 寝台又はこれに代わる設備が設けられているか。	適・否
	5. 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けられているか。	適・否
	6. 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備が設けられているか。	適・否
	7. ブザー又はこれに代わる設備が設けられているか。	適・否
食堂	1. 食堂が設けられているか。	適・否
	2. 食事の提供に支障がない広さを有しているか。	適・否
	3. 必要な備品が備えられているか。	適・否
浴室	1. 浴室が設けられているか。	適・否
	2. 利用者の特性に応じたものであるか。	適・否
洗面所	1. 洗面所が設けられているか。	適・否
	2. 居室のある階ごとに設けられているか。	適・否
	3. 利用者の特性に応じたものであるか。	適・否
便所	1. 便所が設けられているか。	適・否
	2. 居室のある階ごとに設けられているか。	適・否
	3. 利用者の特性に応じたものであるか。	適・否
廊下	1. 片廊下の幅は、1.5m以上確保されているか。	適・否
	2. 中廊下の幅は、1.8m以上確保されているか。	適・否
	3. 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業員等の円滑な往来に支障がないように配慮されているか。	適・否

※「否」の場合についてはその理由を記載すること。(経過措置等)

障害者(児)施設整備審査基準

事業名	共同生活援助(グループホーム)	
設置場所	1. 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域であるか。	適 ・ 否
	2. 入所施設又は病院の敷地外であるか。	適 ・ 否
事業所の定員	4名以上(サテライト型住居を含む)であるか。	適 ・ 否
共同生活住居の定員	1. 新規建物の場合 2～10人までであるか。	適 ・ 否
	2. 既存建物を活用する場合 2～20人までであるか。	
ユニットの定員	2人以上10人以下であるか。	適 ・ 否
居室	1. 1室1名(必要と認められた場合2名も可)であるか。	適 ・ 否
	2. 面積は、収納設備等を除き、7.43㎡以上であるか。	適 ・ 否
敷地	建築基準法等の関係法令に適合しているか。	適 ・ 否
建物構造	1. 建物の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されているか。	適 ・ 否
	2. 建築基準法や建築関係条例等の関係法令等に適合しているか。	適 ・ 否
	3. 消防法等に規定する消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備が設けられているか。避難経路は確保されているか。	適 ・ 否
	4. 居室の他、日常生活を営む上で必要な設備をユニットごとに設けているか。(食堂、居間、台所、便所、洗面設備、浴室等)	適 ・ 否
	5. ユニットごとに、利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さがある居間、食堂等があるか。 (利用者が相互交流を図ることができる設備があるか。)	適 ・ 否

【事業所】	一定の地域の範囲内に所在する1以上の共同生活住居
【共同生活住居】	複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物
【ユニット】	居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位

障害者(児)施設整備審査基準

事業名	短期入所(単独型事業所)	
居室の定員	1室4人以下であるか。	適 ・ 否
居室	1. 地階に設置されていないか。	適 ・ 否
	2. 面積は、収納設備等を除き、1人あたり8㎡以上であるか。	適 ・ 否
	3. 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。	適 ・ 否
	4. ブザー又はこれに代わる設備を備えているか。	適 ・ 否
食堂	1. 食事の提供に支障のない広さを有すること	適 ・ 否
	2. 食事の提供に必要な設備を備えているか。	適 ・ 否
浴室	利用者の特性に応じた造りになっているか。	適 ・ 否
洗面所、便所	1. 利用者の特性に応じた造りになっているか。	適 ・ 否
	2. 居室のある階ごとに設けているか。	適 ・ 否

事業名	短期入所(併設事業所)	
居室	併設事業所の居室であって、短期入所の専用の用に供される居室であること。	適 ・ 否
設備	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、併設本体施設及び併設事業所の利用者の支援に支障がないか。	適 ・ 否

事業名	短期入所(空床利用型事業所)	
居室	指定障害者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いているか。	適 ・ 否
設備	指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有しているか。	適 ・ 否

事業名	短期入所(共通)	
敷地	建築基準法等の関係法令に適合しているか。	適 ・ 否
建物構造	1. 建築基準法や建築関係条例等の関係法令等に適合しているか。	適 ・ 否
	2. 消防法等に規定する消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備が設けられているか。避難経路は確保されているか。	適 ・ 否

障害者(児)施設整備審査基準

施設名	福祉型児童発達支援センター (主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。)	
敷地	建築基準法等の関係法令に適合しているか。	適・否
建物構造	1. 採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分に考慮されたものであるか。	適・否
	2. 建築基準法や建築関係条例等の関係法令等に適合しているか。	適・否
	3. 消防法等に規定する消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備が設けられているか。 避難経路は確保されているか。	適・否
指導訓練室	1. 指導訓練室が設けられているか。	適・否
	2. 1室定員は、おおむね10人か。 (主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターは、この限りでない。)	適・否
	3. 児童一人当たりの床面積は、2.47㎡以上か。 (主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターは、この限りでない。)	適・否
遊戯室	1. 遊戯室が設けられているか。	適・否
	2. 児童一人当たりの床面積は、1.65㎡以上か。 (主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターは、この限りでない。)	適・否
屋外遊戯場	3. 屋外遊戯場が設けられているか(福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)	適・否
医務室	医務室が設けられているか。	適・否
相談室	相談室が設けられているか。	適・否
調理室	調理室が設けられているか。	適・否
便所	便所が設けられているか。	適・否
設備及び備品	児童発達支援の提供に必要な設備及び備品が設けられているか。	適・否
静養室	主として知的障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター 静養室が設けられているか。	適・否
聴力検査室	主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター 聴力検査室が、設けられているか。	適・否

施設名	福祉型児童発達支援センター (主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター)	
敷地	建築基準法等の関係法令に適合しているか。	適・否
建物構造	1. 採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分に考慮されたものであるか。	適・否
	2. 建築基準法や建築関係条例等の関係法令等に適合しているか。	適・否
	3. 消防法等に規定する消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備が設けられているか。 避難経路は確保されているか。	適・否
指導訓練室	指導訓練室が設けられているか。	適・否
調理室	調理室が設けられているか。	適・否
便所	便所が設けられているか。	適・否
設備及び備品	児童発達支援の提供に必要な設備及び備品が設けられているか。	適・否

障害者(児)施設整備審査基準

事業名	児童発達支援、放課後等デイサービス	
敷地	建築基準法等の関係法令に適合しているか。	適・否
建物構造	1. 採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分に考慮されたものであるか。	適・否
	2. 建築基準法や建築関係条例等の関係法令等に適合しているか。	適・否
	3. 消防法等に規定する消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備が設けられているか。 避難経路は確保されているか。	適・否
指導訓練室	1. 指導訓練室が設けられているか。	適・否
	2. 訓練に必要な設備等を備えているか。	適・否
洗面所・便所	児童用の洗面所・便所があるなど、衛生管理に配慮した設備が設けられているか。	適・否
設備及び備品	児童発達支援の提供に必要な設備及び備品が設けられているか。	適・否
相談室	問仕切りを設けた相談室があることが望ましい。	—

障害者(児)施設整備審査基準

施設名	福祉型障害児入所施設	
敷地	建築基準法等の関係法令に適合しているか。	適・否
建物構造	1. 建築基準法上第2条第9号の2に規定する耐火建築物及び同条第9号の3に規定する準耐火建築物であるか。	適・否
	2. 採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分に考慮されたものであるか。	適・否
	3. 建築基準法や建築関係条例等の関係法令等に適合しているか。	適・否
	4. 消防法等に規定する消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備が設けられているか。 避難経路は確保されているか。	適・否
居室	1. 1室の定員は、4人以下か。 ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、6人以下か。	適・否
	2. 面積は、児童1人につき4.95㎡以上か。 ただし、乳幼児のみの居室の面積は、児童1人につき3.3㎡以上か。	適・否
	3. 入所している児童の年齢に応じ、男子と女子の居室を別にしているか。	適・否
便所	1. 便所が設けられているか。	適・否
	2. 男子用と女子用を別にしているか。	適・否
調理室	調理室が設けられているか。	適・否
浴室	浴室が設けられているか。	適・否
医務室	医務室が設けられているか。 ただし、児童30人未満を入所させる施設で、次に掲げるものは設けないことができる。 ・主として知的障害のある児童を入所させる施設 ・主として盲児又はろうあ児を入所させる施設	適・否
静養室	静養室が設けられているか。 ただし、児童30人未満を入所させる施設で、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設は、設けないことができる。	適・否

施設	個別の設備審査基準		
主として知的障害のある児童を入所させる施設	職業指導に必要な設備が設けられているか。		適・否
主として盲児を入所させる施設	遊戯室	遊戯室が設けられているか。	適・否
	訓練室	訓練室が設けられているか。	適・否
	設備	浴室及び便所の手すりを設けているか。	適・否
	設備	特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備を設けているか。	適・否
	設備	職業指導に必要な設備 及び 音楽に関する設備が設けられているか。	適・否
	階段	階段を設ける場合、その傾斜が緩やかとなっているか。	適・否
主としてろうあ児を入所させる施設	遊戯室	遊戯室が設けられているか。	適・否
	訓練室	訓練室が設けられているか。	適・否
	設備	職業指導に必要な設備 及び 映像に関する設備が設けられているか。	適・否
主として肢体不自由のある児童を入所させる施設	訓練室	訓練室が設けられているか。	適・否
	屋外訓練場	屋外訓練場が設けられているか。	適・否
	設備	浴室及び便所の手すり等身体機能の不自由を助ける設備が設けられているか。	適・否
	階段	階段を設ける場合、その傾斜が緩やかとなっているか。	適・否

障害者(児)施設整備審査基準

施設名	医療型障害児入所施設	
敷地	建築基準法等の関係法令に適合しているか。	適・否
建物構造	1. 建築基準法上第2条第9号の2に規定する耐火建築物及び同条第9号の3に規定する準耐火建築物であるか。	適・否
	2. 採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分に考慮されたものであるか。	適・否
	3. 建築基準法や建築関係条例等の関係法令等に適合しているか。	適・否
	4. 消防法等に規定する消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備が設けられているか。 避難経路は確保されているか。	適・否
	5. 医療法に規定する病院として必要とされる設備を設けているか。	適・否
訓練室	訓練室が設けられているか。	適・否
浴室	浴室が設けられているか。	適・否

施設	個別の設備審査基準		
主として自閉症児を入所させる施設	静養室	静養室が設けられているか。	適・否
主として肢体不自由のある児童を入所させる施設	屋外訓練場	遊戯室が設けられているか。	適・否
	ギブス室	訓練室が設けられているか。	適・否
	設備	特殊工芸等の作業の指導をするのに必要な設備が設けられているか。	適・否
	設備	義肢装具を製作する設備が設けられているか。 ただし、他に適当な設備がある場合には、設けないことができる。	適・否
	設備	浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備が設けられているか。	適・否
	階段	階段を設ける場合、その傾斜が緩やかとなっているか。	適・否

国庫補助協議を進めるに当たっての注意事項

①事業計画について

- ・整備費補助協議は、必ず協議の主体である法人が行ってください。設計事務所は事務補助です。
- ・障害者、障害児またその家族が継続して支援を受けられることのほか、補助事業の性質上、事業が長期的に安定して運営できることはとても重要です。移転可能性のある、都市計画区域内の整備は避けてください。事業所の建設にあたり、都市計画法及び建築基準法上問題はないかを地元区市町村の建築主事に必ず確認をするようにしてください。
- ・土地を取得もしくは貸与を受ける場合は、確実に土地を取得もしくは貸与を受けられるように土地所有者と調整してください。事業計画書提出時は、上記の事実を確認できる確約書を提出する必要があります。(資料3提出書類No.17参照)
- ・全部事項証明書で、土地に抵当権(根抵当権を含む。)が設定されていないことを必ず確認してください。
- ・図面(居室、訓練・作業室等や設備の配置)は、運営指導所管、区市町村含む関係者と調整の上、協議後、変更が生じることがないようにしてください。
- ・資金計画は、開設後の運営も考えて、余裕をもった計画としてください。また、負債金額が資産総額の1/2を超えるなどの財政状況の場合は、補助協議を行うにあたって、審査要領上、健全であるとみなされず審査会にかけることが出来ません。
- ・令和元年度の国庫補助協議(当初及び補正)では、国からの内示額について一部減額がありました。減額内示があった場合も想定して資金計画を行ってください。

②整備事業の必要性について

- ・真に緊急性及び必要性の高い整備であるか区市町村に確認してください。整備事業計画が、区市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画に合致しているか。整備事業について、区市町村内の定員、現員、待機者数、特別支援学校卒業生などの今後の利用見込数を確認し、現在若しくは将来的に整備事業の定員が不足する状況にあるか確認してください。
- ・区市町村において、整備事業の定員が純増になるか。整備に伴い同一事業の事業所が他に廃止または定員減する計画はないか確認してください。
- ・整備後間もなく、利用者が少なく廃止、転用などの相談を受けることがあります。このような財産処分は行うことが出来ないの、確実な整備事業計画としてください。
- ・やむを得ず、補助金を受けて整備した建物内部に手を加えたり、移転等する場合は、法人独自で判断せずに必ず事前(財産処分行為を行う3カ月前程度)に都に相談してください。

③運営について

- ・虐待等不適切な行為があった場合、区市町村及び東京都運営所管からすみやかに報告してください。補助協議を進めるには、適正な運営が確保されるまで中断することがあります。区市町村及び東京都運営所管の指導に従い、改善に努めてください。時期によっては、協議の機会を失う場合があります。
- ・評議員及び役員の構成は適正であるか。確認してください。

◇◇◇ この資料についてのお問い合わせ先 ◇◇◇

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部
施設サービス支援課 生活基盤整備担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
都庁第一本庁舎 31階 中央

電話 03-5321-1111 内線 33-275～277
03-5320-4152 (ダイヤルイン)

FAX 03-5388-1407